

## 生駒市防犯協議会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、生駒市防犯協議会と称す。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、生駒警察署内に置く。

(組織)

第3条 この会は、公益財団法人奈良県防犯協会の下部組織として組織する。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は、生駒市における防犯活動を効果的に推進するとともに、全市民の防犯思想を高揚し、もって犯罪や事故等のない明るい社会の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯対策の調査及び研究
- (2) 防犯思想の普及宣伝及び防犯対策の啓蒙活動
- (3) 下部組織として生駒市地域安全推進委員を委嘱する
- (4) 地域安全連絡所等地域安全施設の整備拡充
- (5) 青少年の非行防止と健全育成活動
- (6) 暴力排除その他社会環境の浄化活動
- (7) 防犯活動に著しく寄与した団体又は個人の表彰
- (8) その他この会の目的を達成するために必要と認める事項

### 第3章 役員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- |         |   |   |
|---------|---|---|
| (1) 会長  | 1 | 名 |
| (2) 副会長 | 1 | 名 |
| (3) 理事  | 5 | 名 |
| (4) 監事  | 1 | 名 |
| (5) 幹事  | 3 | 名 |
| (6) 会計  | 1 | 名 |

(会長及び副会長)

第7条 会長は生駒市長をもって充て、副会長は、生駒市議会議長をもって充てる。

2 会長は、会務及び会議を主宰し、副会長は、会長を補佐するほか会長が事故あるときは、その職務を代理する。

(理事)

第8条 理事は、生駒市副市長、生駒市議会副議長、生駒市消防長、生駒警察署長、及び生駒警察署副署長をもって充てる。

2 理事は、会長の命により、この会の事業を推進し、会務を執行する。

(監事)

第9条 監事は、生駒市会計管理者をもって充て、この会の会計を監査する。

(幹事)

第10条 幹事は、生駒市総務部長、生駒警察署生活安全課長及び生駒警察署刑事課長をもって充てる。

2 幹事は、それぞれ直属の理事を補佐し、当該理事又は監事に事故あるときは、その職務を代理する。

(会計)

第11条 会計は、生駒市防災安全課長が担当し、この会の会計を処理する。

#### 第4章 会議

(総会)

第12条 総会は、すべての役員をもって構成し、年1回開催する。ただし会長は、必要と認めるときは臨時会を招集することができる。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、理事、及び監事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会を招集する暇がないときで、総会の議決を要する事項
- (3) 事業計画の推進に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(表決)

第14条 会議は半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

## 第 5 章 会計

### (経費)

第 1 5 条 この会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

### (会計年度)

第 1 6 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

#### 附 則

この会則は、昭和 5 0 年 6 月 1 2 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、昭和 5 6 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 2 年 6 月 2 6 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 6 年 5 月 2 4 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 1 0 年 5 月 1 9 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 1 1 年 6 月 3 0 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 1 3 年 6 月 2 8 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 1 4 年 7 月 4 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 1 8 年 5 月 1 6 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 1 9 年 7 月 2 日から施行する。

#### 附則

この会則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この会則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。